

3. 仕掛品・育成畜の棚卸

(1) 棚卸の対象

乳オスやF1といった肉用子牛など販売用動物は仕掛品として原価で評価します。一方、メスで搾乳牛として自己育成する子牛は育成仮勘定(果樹牛馬等の育成費用)としてその育成費用を原価で評価します。

なお、胎児についても、「畜産所得調査事務要領について」(昭和29年3月31日付直所4-12)では、「年末妊娠中の母畜に現存する胎児について、たな卸を行う」としています。

(2) 計算方法

肉用子牛など肥育牛の評価は、その年中に支出した種付料・素畜費、飼料費、労務費等の育成費に前年から引き続き飼育しているものについては前年末の棚卸金額を加算して計算します。原則として、畜舎の減価償却費などの製造経費についても、販売に係る分と棚卸に係る分に按分して配賦する必要があります。

一方、育成牛の評価についても、購入代価又は種付費・出産費の額と生育のために要した飼料費・労務費・経費の額により計算するのが原則ですが、「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」によって、種付費等の取得費と飼料費に限定して差し支えないとされています。したがって、育成牛の評価では、畜舎の減価償却費などの製造経費は、育成費用に配賦しなくても構いません。なお、業務の用に供された日から減価償却を行いますので、減価償却資産(生物)に振り替えて、月割計算により減価償却を行います。搾乳牛の場合、初産分娩のときに業務の用に供することになりますので、減価償却を行うこととなりますが、牛については満2歳を成熟の年齢として業務の用に供する年齢とすることができます(所得税基本通達49-28)。

なお、搾乳牛の胎児は、乳オスなど販売用動物になるものもメスで育成牛になるものも含め、種付料で評価します。ETは、受精卵の代金を含めた受精卵移植の費用で胎児を評価することになります。

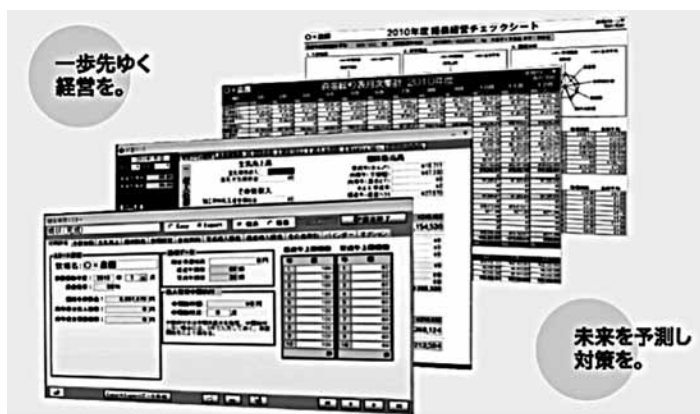
組合員の
皆様へ

酪農家経営管理支援システム

DMSシステム

Dairy-farm Management Support System

ご利用を検討下さい。→ご用命は広酪事業推進課(電話 0824-64-2072)まで



【目的】

DMSシステムは、月次決算を行い、日々の経営管理を徹底するためのシステムです。その場しのぎではなく、5年後、10年後を見据えた牧場経営のシミュレートを行い、経営管理と飼養管理を一体化したサポートを実現します。経営管理の副産物として青色申告書も作成することができます。

【月次決算を実現するために】

経理処理に時間を掛けるのは、本末転倒です。DMSシステムでは酪農専用の会計ソフト『e酪農経営』を使用することにより、簿記の知識が無い方でも入力できるように配慮しています。また、組合の乳代精算データをインポートする機能もありますので、乳代精算に関する項目は入力を省くことができます。(組合のシステムによりインポートが不可能な場合も有ります)

【乳代精算書データインポート】(イメージ)





森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

第55回

「肉用牛免税制度の縮減」と「棚卸」

1. 肉用牛免税制度の縮減

肉用牛免税制度の改正は、平成 23 年度税制改正大綱において平成 22 年 12 月 16 日に閣議決定されました。個人は平成 24 年分(今年の決算から)から、法人は所要の経過措置を講じたうえで平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されることとなります。

今回の改正により、免税対象牛の売却頭数要件の上限が年間 1,500 頭(現行年間 2,000 頭)に引き下げられます。また、交雑種(F1)について免税対象牛の対象範囲から売却価額 80 万円以上(現行 100 万円以上)が除外されます。

酪農経営では農協(連合会)に委託して売却した肉用子牛が肉用牛免税の対象となります。ただし、乳オスや F1 などの肉用子牛を年間 1,500 頭以上出荷している酪農経営はありませんし、素牛としての F1 の肉用子牛の売却価額が 80 万円以上になることはあり得ませんので、今回の肉用牛免税制度の縮減について、酪農経営への直接の影響はありません。

免税利益(所得)は、基本的には、免税対象飼育牛に係る収益から、原価と売却に係る経費との合計額を控除して計算します。この場合の原価は、その年中に支出した種付料・素畜費、飼料費、労務費等の育成費に前年から引き続き飼育しているものについては前年末の棚卸金額を加算して計算します。

DMS で使用している「e酪農経営」では、家畜台帳の画面において、決算(F11)ボタンを押すだけで、肉用子牛の原価を計算し、期末棚卸の仕訳を作成してくれます。また、計算された売却原価に基づく免税所得を計算し、これを反映した所得税の確定申告書を作成することができます。

ただし、決算(F11)ボタンによって自動で仕訳を作成するうえでは、肥育牛と育成牛とを部門で区分し、あらかじめ製造原価を部門別に区分して集計しておく必要があります。製造原価を部門別に割り振るには、まず、

摘要集計表の画面において、資材の種類ごとに部門を選択すると、資材の仕入れの仕訳に一括して部門が割り当てられます。また、共通経費については、家畜台帳の共通按分(F7) ボタンで表示される共通原価按分の画面で、各部門への按分額を入力すると自動的に仕訳が作成されます。

2. 原材料の棚卸

(1) 棚卸の対象

種苗、飼料、肥料、農薬、諸材料などの原材料の 12 月 31 日現在に残っている在庫数量を確認し評価します。原材料には、冷凍精液、敷料も含まれます。また、購入飼料だけでなく、サイレージや乾草などの自給飼料も対象です。

(2) 計算方法

飼料、農薬などの種類、品質、型などの異なるものの別に、数量、単価を記載した棚卸表を作成し、数量に単価を乗じて棚卸金額を計算します。まず、年末(12 月 31 日現在)で実際に棚卸しを行い、棚卸表に数量を記載します。次に、単価をその年の 12 月 31 日に最も近い日に購入した価格によって評価します。これを最終仕入原価法といい、評価方法を選定して届出をしない限り、最終仕入原価法が適用されます。なお、最終仕入原価法以外の先入先出法や総平均法などの評価方法による場合は、あらかじめ税務署への届出が必要となります。

サイレージなど自給飼料については収穫価額、すなわち時価で評価します。この場合の収穫価額は、自給飼料と同等の価値(栄養価等)の購入粗飼料の時価単価(乾物重量当たり)を単価として自給飼料の収穫量(乾物重量に換算)を乗じて計算します。